

社会福祉法人尽心会 役員等の報酬等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人尽心会(以下「法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

第2条（理事会及び評議員会への出席報酬）

理事、監事が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第3条（理事及び評議員の報酬）

理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第4条（監事の報酬）

監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第5条（出張旅費）

理事、監事及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

第6条（公表）

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第8条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は平成29年4月1日より施行する。
- 2 平成20年4月1日施行の「社会福祉法人尽心会役員等の報酬等に関する規程」は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1（第2条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬等	3,000 円	2,000 円

別表2（第3条及び第4条関係）

名称	報酬（4時間未満）	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円（5,000 円）	2,000 円
理事及び評議員業務報酬等	8,000 円（4,000 円）	2,000 円
監事監査指導報酬等	8,000 円（4,000 円）	2,000 円

別表3（第5条関係）

名称	報酬（4時間未満）	旅費実費
報酬及び旅費	10,000 円（5,000 円）	—